



より実施できない場合に限ります。)において本株式交換の承認にかかる付議議案が否決されることに備えて、本株式交換が成立しないことを条件として、会社法第180条に基づき、公開買付者が当社の発行済株式の全て(当社が所有する自己株式を除きます。)を所有することとなり、本公開買付けに応募されなかった当社の株主(公開買付者及び当社を除きます。)の所有する当社株式の数が1株に満たない端数となるような割合による株式併合(以下「本株式併合」といいます。)を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案とする臨時株主総会の開催(本日現在において、2024年11月13日を予定しております。当社臨時株主総会が開催される場合は、当社臨時株主総会において併せて付議議案とする予定です。)を、本公開買付け後速やかに要請する予定とのことです。なお、公開買付者は、当社臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

当社は、上記のとおり、当該要請が当社に対してなされる可能性があることから、当社臨時株主総会の開催が必要となる場合に備えて、あらかじめ当社臨時株主総会の招集のために必要となる基準日を設定することにいたしました。但し、(i)本公開買付けが成立しなかった場合、(ii)本公開買付けが成立し、公開買付者が本公開買付けにおいて、当社株式の全て(但し、公開買付者が所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。)を取得することができた場合、又は、(iii)本公開買付けの成立後において公開買付者が有する当社株式の議決権の数が当社の総株主の議決権の数の9割以上となり会社法第784条第1項本文に定める略式株式交換により本株式交換が実施できる場合には、当社は、当社臨時株主総会の開催を行わず、本基準日についても利用しない予定です。

なお、当社臨時株主総会を招集・開催する場合、その開催日時、開催場所及び付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

以上